

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 4 年度 |
| 計画主体 | 与謝野町 |

与謝野町鳥獣被害防止計画 (第 6 期)

<連絡先>

担当部署名 与謝野町農林課
所在地 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地
電話番号 0772-43-9023
FAX 番号 0772-42-0528
メールアドレス norin@town.yosano.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、ツキノワグマ、その他獣類、鳥類 |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 京都府与謝郡与謝野町 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|----------------|------------|---------|---------|
| | 品 目 | 被害数値 | |
| | | 面積 (ha) | 金額 (千円) |
| イノシシ | 水稲、野菜類、イモ類 | 0.44 | 508 |
| ニホンジカ | 水稲 | 2.76 | 2,956 |
| アライグマ ヌートリア | 野菜類 | 0.04 | 36 |
| ツキノワグマ | 野菜類 | 0.01 | 13 |
| その他獣類 | 野菜類、豆類 | 0.01 | 39 |
| 鳥類 | 水稲、野菜類 | 0.01 | 15 |
| 計 | | 3.27 | 3,567 |

(2) 被害の傾向

| | |
|------------|---|
| 生息状況 | 町内全域で目撃及び被害報告されているため町内全域に生息していると推測される。 |
| 被害の発生時期 | イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ヌートリア、その他獣類、鳥類については、1年を通じて被害が発生している。 ツキノワグマは、春から秋にかけて頻繁に出没し、被害が発生している。 |
| 被害の発生場所 | 町内全域の圃場、住宅地付近の家庭菜園まで被害範囲が拡大し、町内全域でイノシシ、ニホンジカ、小型動物等の被害が発生している。 特に2級河川野田川河川敷に生息する又は河川敷を進入路として圃場へ侵入するイノシシにより、野田川中下流平野部で被害が多く発生している。 |
| 被害地域の増減傾向等 | 町内全域で被害報告があるが、減少傾向と言える。（しかしニホンジカは被害が増加し、対策をしなければ悪化すると考えられる。） |

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和7年度） |
|-----------|------------|------------|
| 被害金額(千円) | 3, 567 | 3, 211 |
| 被害面積 (ha) | 3. 27 | 2. 94 |

※令和4年被害の大半を占めるニホンジカ対策が必要であるが、野田川流域のニホンジカ対策には関係機関の調整に相応の時間を要することから、第6期は軽減目標を10%としている。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|-------------------------------|---|
| 捕獲等に関する取組 | わなによる被害防止捕獲等の実施 | 有害鳥獣駆除員の高齢化や減少、被害区域の拡大と生息数の増大により、駆除員の担当する範囲が広くなり負担が大きくなっている。 また、当町は冬季に積雪があるため、わなによる捕獲期間が限定される。 |
| | 銃器による被害防止捕獲等の実施 | 銃器による捕獲については、成果を上げているが、捕獲に使用する猟犬の回収に時間がかかるため、駆除員への負担が大きい。 |
| | 捕獲檻の導入 | 年度計画により捕獲檻を購入しているが、駆除員1人が管理する檻の台数が増えつつある。 捕獲効率を考慮した捕獲檻の開発や、駆除員の労務の分散を行うため捕獲体制を強化する必要がある。 |
| | 狩猟免許取得経費助成、銃の購入経費助成による捕獲担い手確保 | わな猟免許取得者数は増加傾向にあるが、銃猟免許取得者は少なく、猟銃所持者の高齢化による減少もあり、捕獲効率の良い銃器による捕獲においては、一部の駆除員に労務負担が集中している。 |
| | 駆除員への町独自のくくりわな購入補助 | 獣がくくりわなにかかった際、くくりわな全体をもって逃げられることや、壊されることがあるため、本体の買い替えや、ワイヤーなど必要部品の取り換えが必要であり維持管理経費が負担となっている。 くくりわなの購入の補助を行っているが十分ではない。 |
| | ICTを用いた捕獲の検証 | 京都府と連携しICTを用いた捕獲の検証を実施したが、駆除員の中に、パソコンやスマートフォンを使うことができない人がいる。 また、一度に多く捕まえようとする、囲いわなの規格も大きくする必要があり、餌付けに時間がかかる。 |

| | | |
|---------------|--------------------------|--|
| 防護柵の設置等に関する取組 | 防護柵設置に係る費用への助成 | <p>地域全体を囲う防除施設の整備が必要であるが、集落内住民の間には温度差があるため合意が難しく、設置が困難な地区がある。</p> <p>また、農家の高齢化等により設置や設置後の点検・維持管理に係る労務や経費が増大している。</p> <p>地形の問題、遮断できない道路や河川からの侵入が原因となり被害が発生している。</p> |
| | 防護柵の維持管理に係る経費への助成 | <p>助成により防護柵の維持管理に係る地元管理団体の経費負担は軽減できたが、特定の地元役員等へ労力が集中している場合が多いため、管理団体の体制の強化が必要である。</p> |
| 生息環境管理その他の取組 | 有害鳥獣の住処となる藪などの整備（緩衝帯整備等） | <p>獣害防止フェンスの設置に併せて、緩衝帯整備を進めてきたが、事業費を抑えるため伐採した立木や竹を現地に集積したことが、管理を行いにくくなる原因となっている。</p> <p>また、地域関係者の高齢化により、草刈などの管理頻度の低下がみられる地域がある。</p> |
| | 耕作放棄地の管理 | <p>有害鳥獣の住処や隠れ場所となる耕作放棄地の管理徹底について周知等を行っているが、有害鳥獣の被害により耕作意欲の低下を招き、管理不足という悪循環が生じている。</p> |
| | ツキノワグマの誘引物となる柿などの放任果樹の除去 | <p>町の広報誌等で放任果樹の除去を促す周知をするが、被害に対する住民の意識、啓発が不十分であることや、費用の問題により放任果樹の除去が進んでいない。</p> |

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>【捕獲等に関する取組】</p> <p>① 捕獲体制の強化を目的とした狩猟免許（銃・わな猟）の取得支援、猟銃新規取得者への支援を行い有害鳥獣の捕獲等に従事する担い手を確保する。</p> <p>② 被害防止捕獲業務を町内の猟友会に委託を行い捕獲班を編成して、銃器・わなを使用した有害鳥獣の捕獲活動を町内全域で行うとともに、与謝野町鳥獣被害対策実施隊による里周辺に生息しているニホンジカ・イノシシの一斉駆除を実施する。また、狩猟期間におけるニホンジカの捕獲強化を図る。</p> <p>③ 捕獲に有効な捕獲檻設置数の増加を図るとともに、ICT等を活用した捕獲方法の検証・購入を検討し、捕獲活動を強化すると同時に捕獲に従事する者が効率的かつ安全に捕獲を行うための機材等の整備を進める。</p> <p>④ 捕獲した有害鳥獣の個体の処理方法について、焼却施設、微生物による</p> |
|---|

- 分解処理施設、食肉加工施設等の施設建設を含め処理方法を検討する。
- ⑤ 平成 26 年度に設置した対象鳥獣の捕獲等を行う民間の鳥獣被害対策実施隊員による捕獲体制の強化を行う。
 - ⑥ 平成 24 年度から実施している有害鳥獣防除施設（フェンス）周辺に出没するニホンジカ、イノシシを施設の方向に追い込み、銃器を用いて捕獲する有害鳥獣小規模捕獲事業を実施する。

【防護柵の設置等に関する取組】

- ① 山から里へ侵入する有害鳥獣を防御するための有害鳥獣防除施設（フェンス）未設置地区への設置を行うとともに、設置済み地区については、適正管理により高い防御効果の維持を目指す。また、侵入経路や侵入の原因となる問題点を精査し対策を講じるとともに、地元管理者のスキルアップ対策と、他地区との情報交換を行うことにより、地元管理者の点検、補修に関する意識向上を目指す。
- ② 町職員から任命されている鳥獣被害対策実施隊員による被害防止に関する指導・助言を引き続き実施する。
- ③ 有害鳥獣防除施設（フェンス）周辺に生息しているニホンジカ、イノシシを効率的に捕獲するため、わなの設置や ICT を活用した捕獲機材の導入の検討、有害鳥獣防除施設（フェンス）に獣を追い込み銃器による効率的な捕獲等を実施するため、施設の設置について検証を行う。
- ④ 野生鳥獣被害に強い地域づくりを目指すため、緩衝帯整備、放任果樹の除去、森林整備（間伐等）を行い、生息環境の改善を図り、関係者が総力をあげて鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。
- ⑤ 里山に実のなる広葉樹等を植栽し、野生鳥獣のえさ場を作ることにより野生動物の人里への出没を抑制する取組を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 被害防止捕獲業務を町内の猟友会に委託を行い捕獲班の編成をして、銃器・わなを使用した有害鳥獣の捕獲活動を町内全域で行う。
- 有害鳥獣駆除員の労力軽減のため、農業者等による見回りや、個体処分の補助が連携して行える体制強化を図る。
- 捕獲の担い手確保のため狩猟免許の取得支援を行う。
- 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、関係機関と連携し捕獲等の対処を行う。
- 町職員及び民間隊員により与謝野町鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲の指導や対象鳥獣の捕獲体制の強化を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------------------|--|---|
| 令和5年度 ～ 令和7年度 | イノシシ ニホンジカ アライグマ ヌートリア ツキノワグマ その他獣類 鳥類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器、箱わな等による捕獲の実施 ・ 狩猟免許取得啓発と取得経費への支援 ・ 猟銃新規取得者の猟銃購入費への支援 ・ 箱わな等の捕獲機材の導入 ・ くくりわな購入経費への支援 ・ 狩猟期におけるニホンジカの重点捕獲 ・ ICT等を活用した捕獲檻導入の検討 ・ 暗視カメラ等利用による効率的な捕獲の実施 ・ 銃器を使用したイノシシ、ニホンジカー斉駆除の実施 ・ 誘導捕獲柵や大量捕獲技術の調査検討 ・ 近隣市町境の捕獲体制強化の検討 ・ 新技術を導入した捕獲の検討 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|----|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| イノシシ | <p>捕獲を実施しているが農作物被害や農業基盤への被害が発生している。イノシシは多産であり自然増加率も高いため、引き続き個体数調整を行う必要であると考えられることから、過去5年の捕獲頭数を考慮し捕獲計画数を設定する。ただし、イノシシの捕獲数については年々ばらつきがあり、計画数を定めることが難しいため被害の状況に応じて捕獲を実施する。</p> <p style="text-align: center;">捕獲頭数(イノシシ)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>捕獲頭数(イノシシ)のデータ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>205</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平均捕獲数 202 頭</p> | 年度 | 捕獲頭数 | H29 | 225 | H30 | 219 | R1 | 212 | R2 | 147 | R3 | 205 |
| 年度 | 捕獲頭数 | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 225 | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 219 | | | | | | | | | | | | |
| R1 | 212 | | | | | | | | | | | | |
| R2 | 147 | | | | | | | | | | | | |
| R3 | 205 | | | | | | | | | | | | |

| <p>ニホンジカ</p> | <p>捕獲頭数は年によってばらつきがあり、町内全域で被害が発生しており、個体数が減少していると推定できないため、過去5年間の捕獲実績と実態を考慮し捕獲計画数を設定する。ただし、ニホンジカの捕獲数については、出没状況や被害の発生に応じて計画を上回る捕獲を実施する。</p> <div data-bbox="402 324 1098 797"> <h3 style="text-align: center;">捕獲頭数(ニホンジカ)</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>802</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>822</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>794</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>708</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>846</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">平均捕獲数 794 頭</p> | 年度 | 捕獲頭数 | H29 | 802 | H30 | 822 | R1 | 794 | R2 | 708 | R3 | 846 | | | | | | |
|------------------------|---|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|----|---|----|----|----|
| 年度 | 捕獲頭数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 802 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 822 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R1 | 794 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 | 708 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R3 | 846 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>アライグマ ヌートリア</p> | <p>外来種（アライグマ・ヌートリア）については、生態系への影響と農作物等への被害を考慮し、特に捕獲計画（頭数）を設けず、根絶を目標として捕獲を実施する。</p> <div data-bbox="402 896 1098 1373"> <h3 style="text-align: center;">捕獲頭数(アライグマ、ヌートリア)</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>アライグマ</th> <th>ヌートリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>18</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">アライグマ 平均捕獲数 13 頭 ヌートリア 平均捕獲数 7 頭</p> | 年度 | アライグマ | ヌートリア | H29 | 12 | 10 | H30 | 11 | 8 | R1 | 18 | 5 | R2 | 10 | 4 | R3 | 13 | 11 |
| 年度 | アライグマ | ヌートリア | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 12 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 11 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R1 | 18 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 | 10 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R3 | 13 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>その他 獣類</p> | <p>その他獣類による被害が拡大している状況を考慮し、近年の捕獲頭数を参考に捕獲頭数を決定する。</p> <div data-bbox="402 1438 1174 1980"> <h3 style="text-align: center;">捕獲頭数(その他獣類)</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>165</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">平均捕獲数 150 頭</p> | 年度 | 捕獲頭数 | H29 | 142 | H30 | 133 | R1 | 167 | R2 | 143 | R3 | 165 | | | | | | |
| 年度 | 捕獲頭数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 142 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 133 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R1 | 167 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 | 143 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R3 | 165 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|---|
| ツキノワグマ | 京都府鳥獣保護管理事業計画及び、第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）に基づき、被害の発生状況等精査した上で捕獲を行うため、捕獲計画数は設けない。 |
| 鳥類 | 鳥類による農作物被害状況により捕獲数を決定する。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 400頭 | 400頭 | 400頭 |
| ニホンジカ | 900頭 | 900頭 | 900頭 |
| 外来種 (アライグマ、ヌートリア) | 計画を設けない | 計画を設けない | 計画を設けない |
| その他獣類 | 150頭 | 150頭 | 150頭 |
| ツキノワグマ | 計画を設けない | 計画を設けない | 計画を設けない |
| 鳥類 | 被害状況により 捕獲数を決定 | 被害状況により 捕獲数を決定 | 被害状況により 捕獲数を決定 |

| 捕獲等の取組内容 | |
|-------------------------|--|
| イノシシ ニホンジカ | 捕獲方法：銃器、箱わな、くくりわな等 実施時期：通年（イノシシは狩猟期を除く） 捕獲場所：与謝野町全域 |
| アライグマ ヌートリア その他獣類 | 捕獲方法：箱わな、くくりわな等 実施時期：通年 捕獲場所：与謝野町全域 |
| ツキノワグマ | 捕獲方法：銃器、ドラム缶式檻 実施時期：京都府鳥獣保護管理事業計画及び、第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）に基づき、被害の発生状況等精査した上で捕獲を行う。 捕獲場所：被害発生地区 |
| 鳥類 | 捕獲方法：銃器、くくりわな等 実施時期：通年 捕獲場所：与謝野町全域 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|--|
| <p>ライフル銃は散弾銃に比べて、弾道距離と命中精度が上がることから、広範囲に行動する獣類の捕獲に適しており、効率的に捕獲するために必要である。</p> <p>捕獲区域は町内全域とし、実施予定時期についてはイノシシ・ニホンジカの捕獲実施期間と同じ4月から3月末とする。</p> |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------------|---|
| 与謝野町 全域 | ゴイサギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タイワンリス、アライグマ、タヌキ、キツネ、イタチ（オスに限る。）、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、カワウ、コサギ、ドバト及びニホンザル等の被害防止捕獲許可事務は、地方自治法第252条の17の2第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例により、町に既に事務委任されており、現行どおり実施する。（平成12年度より京都府から権限委譲済み） |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------|-------|--------|--------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ ニホンジカ | なし | 1,000m | 1,000m |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 |
|------------------------|--|
| | 令和5年度～令和7年度 |
| イノシシ ニホンジカ その他獣類 | <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣防除施設（フェンス）の維持管理 鳥獣被害対策実施隊による上記項目の指導 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------------------|------------|---|
| 令和5年度 ～ 令和7年度 | ツキノワ グマ | <ul style="list-style-type: none"> 集落の生ごみ、農地の不要残渣、放任果樹の除去の普及啓発 緩衝帯整備の効果検証及び適正管理 里山の整備（間伐、広葉樹植栽等） |

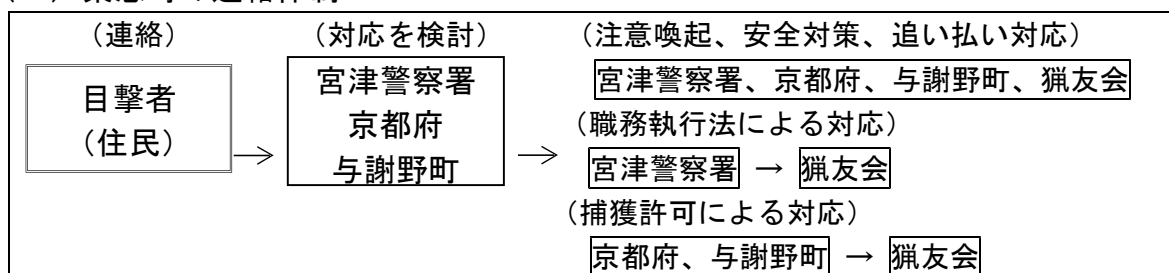
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-------------------------|--|
| 与謝郡支部猟友会 宮津支部猟友会岩滝支部 | <ul style="list-style-type: none"> 現地調査 捕獲又は追い払い |

| | | |
|----------------------|---------------------|---|
| 宮津警察署 | 警察官職務執行法による対応 | (共通) ・情報収集及び住民に対する注意喚起、安全対策 ・関係機関と連携し、対処方法を検討する |
| 京都府（丹後地域野生鳥獣被害対策チーム） | ・鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の交付 | |
| 与謝野町 | | |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理については、町が指定する場所での埋設及び現地埋設処理を基本とするが、新たな処理方法として、焼却施設、微生物による分解処理施設の建設を検討する。
食肉加工施設での有効活用を持続する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|--|
| 食品 | 自家消費による利用に加え、食肉加工施設で処理した肉を飲食店等で有効に利用している。今後も食肉加工施設を活用した継続した利用を目指す。 |
| ペットフード | 自家消費による活用はあるが、販売などは実施していない。食肉加工施設を活用した利用を検討する。 |
| 皮革 | 自家消費による活用はあるが、販売などは実施していない。食肉加工施設を活用した利用を検討する。 |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 自家消費による活用はあるが、販売などは実施していない。食肉加工施設を活用した利用を検討する。 |

(2) 処理加工施設の取組

既存の食肉加工施設を有効活用していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食肉加工施設の従事者や捕獲者を対象とした研修の実施を検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 与謝野町野生鳥獣被害対策運営協議会 |
|--------------------|----------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| (1) 学識経験者 | ・ 京都府緑の指導員の立場から助言、指導 |
| (2) 与謝野町 | ・ 事務局を置き、窓口として総合調整 |
| (3) 農業協同組合 | ・ 農業者への営農指導（助言、指導） |
| (4) 猟友会 | ・ 有害鳥獣の捕獲等の実施等 |
| (5) 京都府野生鳥獣被害対策チーム | ・ 専門的知識によるアドバイスとサポート |
| (6) 区長会 | ・ 各集落の被害調査と啓発 |
| (7) 農事組合 | ・ 各集落の農林被害調査と啓発 |
| (8) 京都府農業共済組合丹後支所 | ・ 被害調査および防除技術の普及啓発 |

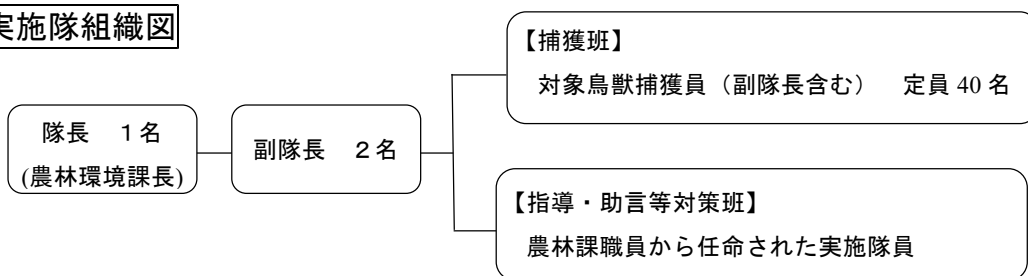
(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------------|--------|
| 京都府農林水産技術センター | 被害対策助言 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 23 年度に設置した捕獲以外の活動を行う実施隊員（農林環境課職員）に、平成 26 年度から対象鳥獣を主として捕獲等を行う民間の実施隊員を加え、捕獲体制の強化を図った。鳥獣被害防止計画等に基づき有害鳥獣の捕獲及び駆除、被害等の調査を行う。

実施隊組織図



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策実施隊と丹後地域鳥獣害対策チームが連携して被害調査、対策の検討、追い払い、防除技術の指導に当たる。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

与謝野町鳥獣被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。